

# 第19回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和2年11月2日(月) 午後1時45分～午後4時30分

2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

## 5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 8番 廣瀬 幸治 委員 10番 山口 和子 委員

②第2 報告第 37号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
報告第 38号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて  
報告第 39号 農振法第13条の規定による変更申請について(軽微な変更)  
議案第 84号 農振法第13条の規定による変更承認について(除外)  
議案第 85号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
議案第 86号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について  
議案第 87号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
議案第 88号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画  
について  
議案第 89号 空き家に付随した特例農地の指定について  
報告第 40号 農地等形状変更届出について

## 6、農業委員会事務局職員

役職	氏名	役職	氏名
事務局長	田中 宏幸	書記	吉田 範昭
局長補佐	高田 浩平	書記	峰松 一実
書記	植松 優太		

## ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

## ◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
伏原・下浅浦・中浅浦・上浅浦・大木庭	橋村 広光

## 7. 会議の概要

事務局	それでは皆さん、時間となりましたので第19回定例総会を開きたいと思います。本日出席委員は12名全員の出席です。議事録署名人は、8番の廣瀬委員と10番の山口委員にお願いいたします。ここでいつもの4点ほど注意をしたいところですが、いつもより（始まりの時間が）遅くて、議案も多くなっていますので、注意事項は省略したいと思います。それでは、慣例によりまして会長に議長をお願いいたします。
会長	<p>先ほどは（農業者年金の加入促進会議の参加）本当にありがとうございました。副会長とも話しております、目安として各地区1名ずつ、数字の上でお願いしたいと思います。あと総合的に私も1名くらい作らないといけないと思っています。是非ご協力お願いしたいと思います。農業関係ですが、出来秋もほぼ終了近くになって、今からよいよ玉ネギ（の苗作り）とミカンの取入れが始まりますが、押しなべて果樹類も高止まりで行っています。先月ミカンのキロ単価が300円からスタートしたという話をしましたが、ただ米の作況が非常にいいのかなと思っていたら、ちょっと100を切るっていう話になっておりまして、単価が概算金をこないだ聞いたら、500円ぐらい安く割当になるという話を聞いて、ちょっと心配であります。また、それに伴って消費量も本当にびっくりするようになって、700万トンを切るような状況でございますから心配をしています。今日は議題もいっぱいあるということでございますが、今日は一つですね皆さんに無理にお願いしておりますが、Gotoキャンペーンの研修旅行ですね。いろいろそれぞれご意見もあられるところでしようが、やっと局長が岩手県の某所の農業委員会にお願いをして視察に行けるようになりました。コロナの影響もございますから岩手県を中心に皆さんが（コロナに）かからないように配慮をしておりますから、是非参加をいただきたいと思っているところでございます。</p> <p>それからこの間現地調査も致しました。結構回ったんですが、もう段々段々と農業を辞めてしまおうという感じで、加えて後を引き継いでしてもらう人がなかなか決まらないという数が増えてきています。いろいろ我々も最適化推進委員さんの役割を投げかけられてるようなことになっているような感じが致します。だから我々もっと勉強会をして、最適化推進委員さんが生産組合長さんとタッグを組んでやれるような雰囲気を作っていくかいいといけないと思います。あと農業をする人、増しては農業委員なんて誰も手を挙げないようになるのではないかと心配であります。色々なことで皆さんと相談しながらやっていきますので、更なるご協力の程よろしくお願ひします。</p> <p>それでは早速ですが、議事進行に移っていきたいというふうに思います。今日は議案6件と報告4件です。報告第37号「農地法18条6項の規定による解約報告について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料は1頁と2頁をご覧ください。報告第37号について説明致します。記載のとおり11件となっています。合計14筆で面積が25,696平米となっています。内訳は田が13筆で、25,610平米です。畠は1筆で、86平米となっています。解約事由は双方合意による借人変更のためが7件。借人からの申し出のためが1件。あっせん申請のためが1件。農地法第3条申請のためが1件。圃場整備事業の不換地処分のため農地の存在自体無くなつたためが1件となつております。</p> <p>なお、借人変更となっている7件は新しい借人の方が決まっておりまして、第88号議案に上がっています。借人からの申し出のためとなっている1件は他の田と契約期間を同じにして改めて借りられます。あっせん申請のためとなっている3番は事務手続きを進めております。農地法第3条申請のためとなっている8番は第87号議案に上がっています。以上で報告第37号の説明を終わりります。</p>
議長	只今ですね。報告事項について説明をさせましたが、何かこの件に関しましてありませんか。ほとんど双方合意ということで、関連事項に関しましては後だつて議案の

際に説明させます。いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なしという声あり。)

はい。ありがとうございました。これで報告第37号を終わります。

次に報告第38号に移っていきたいと思います。「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ(返却)願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局	総会議案・説明資料の3頁をご覧ください。報告第38号について、1番と2番まとめて説明いたします。1番の案件は8月の総会で審議していただきました。その時は転用面積が申請内容よりも過大だったことや西側の隣接農地所有者の同意が無かつたことから、差し戻しとしていました。今回改めて分筆登記して5条申請をされていてから、前回の申請は取り下げるということでございます。その際の申請内容については記載のとおりとなっていますので、割愛させていただきます。2番について説明します。この案件は8月の総会で審議をして、許可相当として処理を進める過程で申請者（借受人）の方から整備計画についての変更等が生じるために取下げをしたいという申し出がありました。申請内容については記載でございます。報告第38号の説明は以上です。
議長	1番と2番まとめて説明いたしました。特に2番については町並み関係で別の補助事業も関係することになりそうだということございますから、一応取り下げる新たな申請がなされるかもしれないということでございます。2番について、事務局から補足的なことはございませんか。
事務局	会長もちょっと一言おっしゃった通り、8月の時点では補助金を使って整備しようという計画だったんですが、その後ですね、別の補助金を使う計画がまた立ち上がりましてですね。補助金を使った後に、また別の補助金を使うことができないということから、相談がありまして、取り下げるようになりました。
議長	この前〇〇協会の〇〇会長に会ったときに、この申請のことについて話をしました。以前あった割烹の敷地辺りを入れて計画した方が良いのではないですかと申し入れをしました。一旦取り下げる、また計画を練り直したいと言っておられました。 他にありませんか。
3番委員	1番についてですが、分筆して再度申請されるということですが、分筆はどのようにされるのでしょうか。
事務局	南北にほぼ面積を二分の一に分筆されます。(黒板に書いて説明。)
3番委員	分筆して残った部分での申請はされるのでしょうか。
事務局	分筆残地でも申請されるようです。
議長	他に何かございますか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは報告第39号に移ります。「農振法第13条の規定による農用地利用計画の変更について」の説明を農林水産課農政係からお願いします。
農林水産課 農政係	本日の農業委員会総会へのご出席お疲れさまでございます。貴重な時間を頂戴しまして鹿島市農業振興計画の軽微な変更についての申請が3件上がつきましたので、その報告をしたいと思います。議案書は4頁で、位置図は1頁からになります。 1番は場所が〇〇字〇〇〇〇〇一〇、田の611平米になります。位置が〇〇集落の上手の方で、県道〇〇・〇〇線沿いです。申請者〇〇〇〇氏の住宅の横にある水田でございます。変更の目的が農業用倉庫となっています。申請人が〇〇〇〇さんです。関係者の同意ですが、区長さん・生産組合長さん、担当農業委員さんの同意がございます。隣接耕作者はいらっしゃいません。農地区分は2種農地です。農業用倉庫ですが既に建設をしてあります。始末書が提出しております。申請に理由ですが、申請人の〇〇さんは〇〇集落内で手広く〇〇の栽培をされていますが、〇〇や資材等の収納・出荷のための農業用倉庫を平成31年に自宅横に建設していらっしゃいます。今回農業用倉庫の建設に伴う用途区分の変更

	ということで、変更の申請があつております。
	2番について説明します。議案書は4頁そのまで、位置図は2頁になります。場所は〇〇字〇〇〇〇〇一〇、田の831平米です。位置は報告1番の農業用倉庫よりも200メートル程上で、県道〇〇・〇〇線沿いにある水田になります。今は〇〇のハウスが設置されていますが、堆肥舎に変更したいということで、申請があつています。申請人は所有者の〇〇〇〇さんです。1番の申請人である〇〇〇〇さんの父親です。関係人の同意は区長さん・生産組合長さん、担当農業委員さんから取られています。隣接耕作者はいらっしゃいません。農地区分は圃場整備地区内ですので1種農地になります。申請理由は〇〇栽培に重要な土作りのために、息子の〇〇さんが堆肥舎建設を令和3年度に県の補助事業を活用して計画しておられますので、用途区分の変更ということで申請があつております。
議長	1番と2番は関連していますので、ここで質問等の時間を取りたいと思います。何かありますか。
11番委員	1番のことですが、ここは以前農地として購入されたと記憶しています。
10番委員 (担当委員)	(平成27年7月に)3条で購入されています。その後に倉庫が建っています。手続きが取られていなかったので、これまで再三手続きを取ってもらうように、事務局と共に指導をしてきて、今回始末書付きでの申請になっています。
議長	始末書を読み上げてください。
農林水産課 農政係	(始末書の読み上げ)
議長	手広く〇〇栽培の事業展開をされていて、勢いもあられるとは思いますが、取るべき手続きはきちんとしてもらうように、そちらからも伝えてください。
農林水産課 農政係	了解しました。
3番委員	今回地目変更もされるのでしょうか。
事務局	地目の変更手続きは農地転用の許可を取られた後になります。
3番委員	始末書ありの案件については、表記をしてください。
農林水産課 農政係	今後備考欄に入れるよう注意します。
5番委員	お尋ねします。2番の多面的機能支払交付金というは堆肥舎を作ったときの補助金という解釈でよろしいでしょうか。
農林水産課 農政係	多面的機能支払交付金は施設を作る前に農地として、集落協定の中で多面的支払いにより(農地として)維持していきますということで、集落協定農地に入っていますということです。
5番委員	堆肥舎建設とは関係は無いということですね。
農林水産課 農政係	そうです。堆肥舎を建設して、地区から多面的機能支払交付金を返還してくださいといふことがあれば、返しますという念書が出ています。
9番委員	今の多面的機能支払交付金のことについてですが、来年度からこの分の面積が減少するということですか。
農林水産課 農政係	そうです。来年度から農地では無くなりますので、この分減ります。
議長	1番と2番について、他にありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは、3番の説明をお願いします。
農林水産課 農政係	議案書はそのまま4頁で、位置図は3頁になります。番号3ですが、場所が〇〇字〇〇〇〇〇一〇の一部になります。〇〇〇〇一〇が412平米ございますが、そのうちの81平米の用途区分の変更になります。〇〇から〇〇・〇〇に続く市道〇〇・〇〇線沿いで、〇〇堤から100メートルほど下手になります。申請者の〇〇〇〇さんの住宅の西側にあるミカン畠です。変更の目的が農業用倉庫ということで、トラクター・コンバイン・コンテナ等を収納するための倉庫を建設したいとのことです。申請人は〇〇〇〇さんです。関係人の同意が区長さん・生産組

	合長さん、担当農業委員さんからの同意がございます。農地区分が2種農地です。これにも始末書がございまして、申請地はミカン畠ですが古い建物が建っていますので提出されています。用途区分の変更の理由ですが、申請者の○○○○さん(昭和26年生)が生まれる前から申請地の畠の一部に小さな住宅が建っていた。今回これを解体して手狭となっている農業用倉庫を新たに建設したいとのことです。これに伴う用途区分の変更です。申請内容は以上です。
議長	担当委員から何か補足はありませんか。
1番委員 (担当委員)	はつきりとは分かりませんが、(解体された)小さな住宅は申請人の住宅だったのではないでしょうか。今回農業用倉庫を作ることでした。
議長	何か質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) これで報告事項を終わります。次に議案第84号に進みます。「農振法第13条の規定による変更申請について(除外)」の説明をお願いします。
農林水産課 農政係	今回農用地利用計画の農振除外の案件として6件の提出があつておりますので、その内容について説明いたします。議案書は5頁でございます。位置図は4頁からとなっています。番号1は場所が大字○○字○○○○○番地。田で1筆991平米です。○○集落内で○○入口バス停の150メートル程西側になります。変更目的は資材置場設置のためとなっています。申請人は○○町在住の○○○○さんで、土地の所有者です。関係同意として、隣接耕作者、区長さん・生産組合長さん、担当農業委員さんの同意がございます。ここは圃場整備があつてるので、農地区分は1種農地となります。関係機関の同意として10月に農協の同意があつています。○○地区には土地改良区がありませんので、土地改良区の同意はございません。確約書としまして多面的機能支払制度の対象となっていますので、そのための補助金返還の確約書が提出されています。周囲の状況ですけれども、北が市道、南は農道、東が隣接農地、西は転用者であります第3者の資材置場・作業所となります。申請理由ですが、現在は耕作されておらず、自己保全の水田となっています現地を所有者が高齢で農業縮小を考えておられたところに隣接する第3者である○○の有限会社○○○○との間で資材置き場の拡張場所として話がまとまったもので、今回必要な面積を除外するということでの申請でございます。説明は以上です。
議長	除外の案件ですので、1件ずつ行きます。担当委員の調査報告をお願いします。
8番委員	○○○○は鉄骨による建設業をされています。現在は鋼材を積み重ねて保管されています。その鋼材を広げて保管するために、隣接農地を購入したいとのことでしたので、よろしくお願いします。
議長	何かありませんか。
7番委員	鋼材の保管場所ということですが、このまま利用されるのか。採石等を敷いて利用されるのでしょうか。
議長	今回は農振除外の申請ですが、その点は今の時点で分かりますか。
農林水産課 農政係	ここは輪のう(隣接する農地との間に畦がない)となっていますので、ブロックを積むなりして敷居は作られると思います。ただ、農地を高められるかどうかは農振除外の段階では、計画が出てきませんので分かりません。隣接農地への影響が無いようにはしてもらう必要があります。転用申請の際には、造成計画までの書類が提出されます。
議長	担当推進委員から補足はありませんか。
担当推進委員	今の説明にあったように、ここは輪のうとなっていますので、形状を変えて嵩上げしないと隣の田の耕作者は納得しないと思います。
議長	ここは(○○○○の)資材置場・作業所と高さを同じにしないといけないでしょう。このことについては農地転用の申請書類に記載されることになります。
3番委員	申請人の○○さんは元々こちらの方なのでですか。
農林水産課 農政係	申請人方は○○町にお住まいですが、養子で○○町に行かれたようです。

議長	他には 없습니다か。無いようですので、採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。賛成全員により、農業委員会の意見を添えて県へ進達されます。 2番について説明をお願いします。
農林水産課 農政係	議案書は5頁そのまで、位置図は5頁となります。場所は2筆ありまして〇〇字〇〇〇〇〇一〇、田の260平米と〇〇〇一〇、田の1,118平米です。合計1,378平米になります。〇〇集落内の県道〇〇・〇〇線沿いになります。変更の目的が〇〇〇〇の一時置場及び作業所・従業員の駐車場設置のためです。申請人は所有者の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんです。関係の同意として隣接耕作者、区長さん・生産組合長さん、担当農業委員さんからの同意がございます。農地区分は1種農地で、ここは鹿島西部土地改良区の区域内になります。関係機関の意見として鹿島市土地改良区には今意見を依頼中でございますけれども、11月17日に理事会があるので、そこに諮る予定と聞いております。佐賀県農協につきましては同意しますと意見が既に出ております。確約書としては県営圃場整備事業の償還金繰上げ(借入金の繰上げ)があった場合は返還しますという確約と枝番の〇が多面的機能支払交付金の対象農地となっていますので、補助金返還を求められた場合は返還するという確約書が出ています。周囲の状況ですけれども、北が農道を介して開発者である〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇一時置場及び作業所、南は宅地、東は農道を介して山林、西は県道となっています。申請の理由ですけれども、申請地に隣接して〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇一時置場及び作業所がございますが、〇〇や〇〇の増加により一時保管及び処理作業に支障をきたして、施設拡張が求められております。今回地権者との話がまとまり拡張に必要な面積を除外する申請を行うものです。内容は以上です。
議長	担当委員の調査報告をお願いします。
10番委員 (担当委員)	ここは農振除外の許可が下りた後は、〇〇〇〇をされている〇〇〇〇〇〇〇が農地転用の申請をされるのですが、〇〇〇〇〇〇〇が今ある所は崖の下にあって、この7月の大霖でも崖崩れの恐れや山からの水が入って来たりしていて、狭くて〇〇を置けなくなったという状態になつたようです。この2筆は圃場整備されていますが、周囲は宅地や山林で広がりのある農地にはなつていません。別に他の農地に迷惑をかけることはありません。申請人の二人は高齢です。耕作者は〇〇〇〇になっています。地先でもあって水が非常に不便な農地でもあります。報告は以上です。
議長	何かございませんか。よろしいでしょうか。私から注文ですが、駐車場は上手の南にして、〇〇の一時置場は南側の民家から離すように指導してください。隣接の住民からの文句がないようにお願いします。 それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。 3番に進みます。説明をお願いします。
農林水産課 農政係	議案書はそのまままで、位置図は6頁になります。場所は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地の田で、1筆の403平米です。〇〇集落内で、県道〇〇・〇〇場線の傍になります。公民館よりも上手になります。変更の目的が一般住宅のためで、申請人は〇〇〇〇さん。農地の所有者でございます。関係人の同意として隣接耕作者、区長さん・生産組合長さん、担当農業委員さんの同意がございます。農地区分は1種農地ということで、ここは昭和37年7月8日の水害の復旧工事として、昭和40年代初めの頃に耕地整備が実施されているということで1種農地としています。関係機関の同意として農協さんの同意が10月に来ています。確約書としては多面的機能支払交付金の対象農地でありますので、補助金返還が求められた場合は返還するという確約書が出ています。周囲の状況ですが、北は隣接農地、南は里道、東は申請者

	の自宅の宅地、西は隣接農地となっています。申請の理由は実家に同居している3男夫婦に子供が生まれ、実家が手狭になったために隣接した農地に独立して住宅を新築する計画となり、計画達成のために必要な面積を除外するものです。ご審議方、よろしくお願ひします。
議長	担当委員から調査報告をお願いします。
9番委員 (担当委員)	先程の説明のとおり、現地は〇〇のバス停から〇〇方面に100メートル程行った所です。現地は県道から入りますが、里道が東の方へ上がっているため申請地の東側は里道よりも1メートル以上下がっています。北側は畑で里芋やネギが作られていました。西側の方の畑は1段下がっています。1.5メートル以上申請地よりも下がっていまして、ハウスの骨組が2棟あって、オクラが作られていました。報告は以上です。
議長	何かございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは、採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございます。 次に行きます。説明をお願いします。
農林水産課 農政係	議案書はそのままで、位置図は7頁をお開きください。場所は大字〇〇字〇〇〇〇〇〇一〇の畑で、1筆の264平米です。〇〇集落内で、〇〇橋の近くになります。変更目的は一般住宅設置のためとなっています。申請人は農地の所有者の〇〇〇〇さんです。関係人同意として隣接耕作者、区長さん・生産組合長さん、担当農業委員さんの承諾がございます。農地区分が2種農地です。関係機関の同意が佐賀県農協から10月に同意するという意見書が出ています。確約書は多面的機能支払交付金等の対象農地とはなっていませんので、確約書はございません。周囲の状況として、北と南は宅地、東は市道、西は隣接農地になっています。理由は転用予定者が現在アパート住まい、子供が生まれ住宅を新築する計画となり、住宅用地を探していた。今回地権者との話がまとまり住宅用地に必要な面積を除外するために申請するものであるということです。ご審議方、よろしくお願ひします。
議長	転用予定者は今回の申請人とは他人ですか。
農林水産課 農政係	全く他人の方です。不動産会社を通じて、ここを紹介されたようです。
議長	担当委員から調査報告をお願いします。
11番委員 (担当委員)	特に補足して説明することはできません。
議長	質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。 質問・意見も無いようですので、採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。 次は5番と6番まとめて説明をお願いします。
農林水産課 農政係	議案書はそのままで、位置図は8頁と9頁になります。5番の説明をします。場所は大字〇〇字〇〇〇〇番地の田、1筆の337平米です。〇〇集落内の西側となります。変更の目的は一般住宅設置のためです。申請人は所有者の〇〇〇〇さんです。関係人の同意は区長さん・生産組合長さん、担当農業委員さんです。周囲は申請人の農地であるため隣接耕作者はいらっしゃいません。農地区分は1種農地です。関係機関の意見書として鹿島市土地改良区からの意見については依頼中です。11月17日の理事会で諮る予定になっていると聞いています。佐賀県農協につきましては10月に同意するという意見書を提出いただいている。確約書が県営圃場整備北鹿島地区の借入金の繰上げ償還の確約と多面的機能支払交付金の確約が出ています。周囲の状況ですけれども、北は申請者の宅地、南は市道、東は宅地の進入路で、この進入路は6番の案件の申請地です。西は宅地になっています。申請理由が実家に同居している長男家族が手狭となった実家から独立して隣接した農地に住宅

を新設することとなったため、住宅用地に必要な面積を除外するために申請されます。6番の説明をします。位置図は9頁です。場所は大字〇〇字〇〇〇〇番地の畠、1筆の60平米です。先程5番で説明しました申請人の宅地の進入路となります。変更目的は宅地進入路です。申請人は〇〇〇〇さんで所有者です。関係人の同意が区長さん・生産組合長さん、担当農業委員さんから取られています。隣接耕作者は周囲が申請人の農地なのでいらっしゃいません。農地区分は1種農地。関係機関の意見書として鹿島市土地改良区に意見依頼中で、11月17日の理事会に諮られる予定と聞いています。佐賀県農協につきましては10月に同意するという意見が出ています。確約書は県営圃場整備地区ですので、借入れ金の繰上げ償還が出ています。始末書がございまして宅地進入路が以前からあったために今回提出されています。周囲の状況ですが、北は申請人の宅地、南は市道、東は申請人所有の農地、西は5番で除外申請のあった農地です。申請理由が申請地は圃場整備以前から宅地の进入路でありましたけれども、今回長男家族の住宅新築建設の際、宅地进入路が畠のままで宅地への登記がなされていないことが判明したために、必要な面積を除外するものでございます。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 (担当委員)	この件に関しましては、核家族化に伴います息子の家を自分の農地に建てたいとのことです。問題は無いかと思っています。 質問・意見はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 質問・意見も無いようですので、採決を取りたいと思います。5番・6番に賛成の方の挙手を求めます。
議長	(全員挙手)
事務局	賛成全員です。議案第84号の1番から6番につきましては、農業委員会の意見を添えて県へ進達されます。 それでは議案第85号に移ります。「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局から1番の説明をお願いします。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	ここで担当委員の調査報告をお願いします。
9番委員 (担当委員)	現地の〇〇〇番地は西側の市道並みの高さがあり、既に雑種地のような状況です。砂利があつたり、石が置いてあつたりしてあります。申請人の方と現地で話を聞きました。その時は原木置場や薪置場に使いたいとのことでした。報告は以上です。
議長	現地調査の報告がありましたら、質問・意見はありませんか。よろしいでしょうか。 質問・意見も無いようですので、採決します。賛成の方の挙手を求めます。
議長	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。全員賛成により、処理させていただきます。 次に2番の説明をお願いします。
事務局	番号2について説明します。説明資料は同じく6頁、位置図は11頁をお開きく

	ださい。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番地〇、同じく〇〇〇番地〇、〇〇〇番地〇でございます。登記地目は3筆共に畑ですが、現況地目は畑、その他雑種地、樹園地と三様になっています。登記面積はそれぞれ188平米、314平米、623平米です。譲受人は〇〇町の〇〇〇〇さん58歳、農業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん83歳、無職の方です。転用の目的は植林です。その概要はクヌギ125本を植える計画となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は畑と道、西と南は山林、北は山林と畑になっています。関係機関との協議してあり、条件はなしとなっています。番号2の説明は以上です。
議長	ここで担当委員の調査報告をお願いします。
3番委員 (担当委員)	現地はJA佐賀みどりの〇〇〇〇から〇〇方面に広い市道がありますが、〇〇堤まで上って、その北側になります。位置図を見てもらいますと、申請地3筆の間に線が入っていますが、これは溝です。この溝の東側の〇〇〇-〇と〇〇〇-〇は平地です。イノシシの箱罠が置いてありました。溝の西側の〇〇〇-〇の方は崖みたいになっていまして、実際にクヌギを植えて管理ができるのか心配されますが、譲渡人と譲受人は親戚とのことです。譲受人の〇〇さんが受け継いでいかねばならないとのことでした。ご審議よろしくお願ひします。
議長	質問等はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
議長	(全員挙手) 賛成全員により処理いたします。 3番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号3について説明します。位置図は12頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑ですが、現況地目は樹園地となっています。登記面積は1,372平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん62歳、飲食店従業員の方です。譲渡人は〇〇市〇〇町の〇〇〇〇さん86歳、無職の方です。転用の目的は太陽光発電装置です。その概要は太陽光発電パネル216枚、362.88平米と進入路ほかが1,009.12平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は市道、西は宅地、南は畑ですが、農地転用の申請があり、太陽光発電装置の施工中です。北は畑(分筆残地)になっています。関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。この案件は今年8月の総会で審議していただきました。その際は申請地の登記面積が2,470平米あり、申請内容に対し広過ぎはしないか。西側の農地所有者の同意が取れていないが大丈夫かということで、差し戻してされました。今回この筆を分筆されまして南側の筆での申請となっています。西側の隣接は宅地になっています。説明は以上です。
議長	ここで担当委員の調査報告をお願いします。
10番委員 (担当委員)	この付近は以前から太陽光発電装置の申請を続けてされています。まだ一部が農地として残っていますが、ほぼ一帯が太陽後発電装置となっています。分筆をされた周囲の農地は北側の分筆残地だけです。隣接農地への支障はありません。(ご審議)よろしくお願ひします。
事務局	分筆した残地について今後どのように利用されるのか。皆さん疑問点を持たれています。昨日〇〇不動産の〇〇と話をしましたのでお繋ぎします。近年大規模な災害が発生しているということで、九電からは災害に対応する際に重機を入れるための進入路等を設置するように言われているとのことでした。このように大規模に開発される所は奥まで機械が入れるように進入路を作るようになってきていました。それをこの残地に考えられているようです。
議長	確かにそうかもしれません。東側からアプローチしないと西側からは行けませんので。皆さんから他に質問・意見はありませんか。ありませんか。

	無いようですので、採決します。3番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員によりまして、許可相当とします。 次に4番の説明をお願いします。
事務局	番号4について説明します。位置図は12頁そのままで。土地の所在は大字○○字○○○○○番地○でございます。登記地目は畠ですが、現況地目は樹園地となっています。字○○○○○番地○の宅地 302.77 平米も同時利用されます。譲受人は○○区の○○○○さん 57歳、会社員の方です。譲渡人は○○区の○○○○さん 69歳、自営業の方です。転用の目的は太陽光発電装置です。その概要は太陽光発電パネル 248枚、539.05 平米と進入路ほかが 1,380.72 平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は市道、西は道を挟んで畠、南と北は畠になっています。3方共に畠は遊休農地です。関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。番号4の説明は以上です。
議長	ここで担当委員の調査報告をお願いします。
10番委員 (担当委員)	ここも3番と同じ地区で太陽光発電装置ですが、集落内の家屋が集まっている所の一角です。現地は元々牛小屋があったのではないかと思います。草が繁茂していますが、雑木林のようにはなっていません。周囲へ迷惑をかけることはありません。報告は以上です。
議長	皆さんから質問・意見はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) じゃあ、賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員です。許可相当として処理いたします。 5番に行きます。説明をお願いします。
事務局	番号5について説明します。位置図は13頁をお開きください。土地の所在は○○字○○○○○番地○と同じく○○○番地○でございます。登記地目・現況地目2筆共に田となっています。譲受人は東京都の株式会社○○○○○○という再生エネルギー事業の会社です。譲渡人は○○区の○○○○さん 72歳、無職の方です。転用の目的は太陽光発電装置です。その概要は太陽光発電パネル 360枚、598.20 平米と進入路ほかが 1,850.80 平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は雑種地(既設の太陽光発電装置有り)、西は田と宅地、南は道路、北は道を挟んで田になっています。関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。番号5の説明は以上です。
議長	ここで担当委員の調査報告をお願いします。
1番委員 (担当委員)	一昨年くらい前までは地元の方に頼んで作ってもらっていましたが、昨年からもう出来ないからと返されたようです。耕作者を探されたようですが見つからなくて、たまたま太陽光発電の話が来たので、地元の方に相談したら、その方が良いということを言われて今回の申請になっています。ただ、現地は草が繁茂しているので、このままの状態で農転申請しても管理が出来ていなかつたら総会での承認は取れないかもしいとは伝えています。所有者は今月中には草払いをすることです。皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。
議長	この前確認に行きました。これからはこのように管理が出来ずに転用申請するという案件が増えてくるかと思います。本来農地は管理しなければいけないという義務感が全然見えない感じがしました。申請地の東西に用水路があるようで、その点についても確認する必要があります。皆さんどう思われますか。
10番委員	所有者の方に求めるのは無理があるのではないでしょうか。
11番委員	シルバー人材センター等に頼めば、草払いは出来ると思うが。
1番委員 (担当委員)	所有者に確認したところ11月中には何とかすると言われています。恐らく開発業者に頼まれるのではないでしょうか。

議長	皆さんから他にないですか。
9番委員	申請地の面積は2,500平米程あって、かなりの面積ですが、図面で見ますと何枚にも分かれて書かれています。どのような状況なのでしょうか。実際に何段にも分かれているのですか。
議長	現地は草茫茫々で確認できませんでした。段々になっているのですか。
事務局	昔風の小さな圃場が段々と連続している田んぼになっています。太陽光発電装置は地形を変えずに設置される計画となっています。(以前耕作されていた頃の航空写真を提示する。)
議長	申請地の東西の用水路が下流の田んぼに通じているかの確認と現地が段々の圃場になっていることを確認できるまで、保留とするということでよろしいでしょうか。 来月に回します。それでは次に行きます。6番について説明をお願いします。
事務局	番号6について説明します。位置図は14頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。この申請をするに当たり〇〇番地を2つに分筆されています。登記地目・現況地目共に畠になっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん23歳、会社員の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん83歳、農業の方です。お二人は祖父と孫の関係になられます。転用の目的は一般住宅です。その概要は居宅1棟111.58平米と進入路ほかが235.42平米になっています。居宅と一体化したガレージを設けられますので、駐車場での表記はございません。農地区分は3種農地で、周囲の状況ですが、東は畠(一部分筆残地)、西は市道、南は畠、北は畠(分筆残地)となっています。関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。家庭排水は公共下水道に接続される計画で、雨水は東の水路へ流す計画となっています。番号6の説明は以上です。
議長	ここで担当委員の調査報告をお願いします。
4番委員 (担当委員)	この辺はポツンポツンと家が建っています。分筆して3戸位にされていて、孫の家を建てられます。生活排水は公共下水道に流されますが、雨水は20メートルほど東にある水路にU字溝を新設されます。西側以外の周囲は畠でして、作られていない所も一部ありますが、営農には支障がないと思います。
議長	今調査報告をしていただきましたが、皆さんから何かございますか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。賛成全員により許可相当として県へ送ります。 議案第86号に移ります。「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。1番の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は7頁をご覧ください。位置図は15頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地と〇〇〇番地〇でございます。登記地目は2筆共に畠ですが、現況地目は純山林となっています。登記面積は202平米と4,299平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん64歳、農業の方です。農地区分は2種農地です。転用の目的は植林です。スギを512本とヒノキを548本植えられています。周囲の状況ですが、東と北は山林で、西は山林と畠、南は畠となっています。畠については耕作されていない状態です。備考欄に記載のとおり関係機関との協議はしてあります。条件は無しとなっていますが、始末書を提出していただいています。ここは昨年の利用状況調査の時から山林となっていましたので、所有者の方にお尋ねをしていました。園転事業のときに手続きを取っているはずだが、その時の許可証はないとのことでした。その後相続をされました。追認での4条申請をして転用許可を取ってもらい、許可が下りたら地目変更の手続きまでお願いしています。説明は以上です。

議長	ここで担当委員の調査報告をお願いします。
8番委員 (担当委員)	ここは元々ミカン畠でした。30年程前のミカンの減反政策のときに植林されたそうです。今では立派な樹木に成長しています。報告は以上です。
議長	始末書の読み上げをお願いします。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	調査報告と始末書の読み上げまでしてもらいました。質問・意見はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。賛成全員によりまして許可相当として処理をいたします。 じゃあ、次に移ります。議案第87号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転等の許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の8～10頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図につきましては16頁と17頁を併せてご覧ください。この案件は農業者年金の受給のために、経営移譲を行うものです。経営移譲をされる農地は田が8筆の5,732平米、畠が16筆の15,732平米で合計21,464平米となります。○○○○さんが65歳になられますので、息子さんの○○さんに経営移譲されます。なお、農地法第3条の現地確認調書につきましては、○○農業委員と○○農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつてあるところでございます。1番の説明は以上です。
議長	皆さん方から質問等はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。賛成全員により許可することといたします。 じゃあ2番の説明をどうぞ。
事務局	番号2について説明します。総会議案説明資料の11頁と位置図の18頁をご覧ください。土地の所在は○○字○○○○○○番地と○○○番地○でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は963平米と652平米です。譲受人は○○区の○○○○さん40歳、農業（認定農業者）の方です。譲渡人は同じく○○区の○○○○さん65歳、農業の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大及び経営規模縮小（作業の効率化）のためとなっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、○○委員さんと○○農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつてあるところでございます。譲受人の○○○○さんは北側に隣接して農地を所有されています。説明は以上です。
議長	皆さん方から質問や意見はありませんか。 (ありませんという声あり。)
	6番委員退室
議長	採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することに致します。
	6番委員再入室
議長	次は3番、4番、5番まとめて説明をお願いします。
事務局	3番、4番、5番について説明いたします。位置図は19頁をお開きください。土地の所在は大字○○字○○○○○○番地と○○○○番地と○○○○番地○でございます。登記地目・現況地目共に3筆共に畠となっています。登記面積はそれぞれ86平

	米、10平米、44平米となっています。譲受人は鮎越区の○○○○さん72歳、農業（認定農業者）の方です。譲渡人の3番は○○県○○郡○○町の○○○○さん61歳、無職の方です。4番は○○区の○○○○さん72歳、農業の方です。5番は○○区の○○○○さん59歳、会社員の方です。譲受理由は新品種のミカン苗木試験地として購入されます。譲渡理由は農業廃止、経営規模縮小ですが経営効率アップのため狭小農地の売却、経営規模の縮小となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、○○委員さんと○○農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、問題なしとして、両担当員より署名があつてあるところでございます。説明は以上です。
議長	何か質問等がある方はお願いします。
9番委員 (担当委員)	今回の申請地に隣接した東側は先々月の総会で5条の申請があり、650平米くらい畠を農地転用して住宅と9台分の駐車場等に広めに確保されています。その残地みたいな所を今回農地法第3条の申請があつてあるところです。このように狭小な農地で試験を行つて、結果が出るのでしょうか。疑問を抱きながら署名しています。
10番委員	譲受人の方は○○区の方ですが、自宅から遠いこんな所を買われるのか分かりません。
議長	確かにこの3筆は農振農用地でしたよね。
9番委員 (担当委員)	農振農用地だったので、買えなかつたということを聞きました。また、4番の○○○番地の10平米は現地でもあまりよく分かりませんでした。草茫茫々の状態でした。
議長	私も何故こんなところでという感じがしています。
3番委員	10番委員の○○さんと私の意見もいつしょです。自宅付近に畠をたくさん持つておられますので、そこで十分試験は出来ると思います。今回の申請地には管理をするための道が付いているのでしょうか。ここでやる意味が分かりません。
議長	通常試験用地となれば、こんな狭い所を選ぶ必要もないし、何か別に目的があるような感じがします。JAにも確認したいと思います。実際に作っている○○委員どう思いますか。
7番委員	形も悪いし狭すぎて試験にならないと思います。
議長	試験をするのにこの面積でいいのか、この場所でいいのか、農協は承諾しているのか確認をさせてくださいと申請人には伝えるようにしてください。よって保留にします。
事務局長	分かりました。それでは確認が取れるまで保留にさせていただきます。
議長	議案第88号に行きます。「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第88号について説明いたします。総会議案・説明資料は12頁から19頁までとなります。この案件につきましては1議案で37件でありまして、19頁に記載されている36番と37番は農地中間管理機構との貸借となる案件です。
	利用権設定されている案件が1番から35番までの35件です。このうち、12頁の1番から7番は期間借地となっていて、玉ネギの作付となっています。13頁の8番と9番は賃貸借権の移転であり、前耕作者の○○○○さんが経営を息子さんに移譲され農業者年金の受給者となられますので、息子である○○さんが引き継がれます。
議長	利用権設定35件のうち、新規が24件。再設定（更新）が11件となっています。そのうち、使用貸借権の設定は2軒で、賃貸借権の設定は33件です。賃貸借権33件のうち、現金扱いが20件で、物納扱いが13件です。契約期間については、10年が12件、9年5ヶ月が1件、8年7ヶ月が1件、8年が1件、5年が14件、3年が4件、1年が2件となっています。使用貸借権が21番と23番の2件設定されていますが、2件共に更新です。23番は農業者年金にも関係します。
	農地中間管理機構との貸借は2件で、契約期間は2件ともに5年です。設定する利用権は使用貸借権と賃貸借件の設定が各1件となっています。36番は使用貸借権が設定されますが、農地が不整形なためです。議案第88号の説明は以上です。
議長	一括して審議いたします。質問・意見はございませんか。

8番委員	15番は私の担当地区です。ここは3年に一度は減反があります。減反が回ってくる際は借り手の方が何も作らないとされています。他に作り手がないので、仕方がないと思っていますが、よろしいでしょうか。水稻を作らない時も管理はすると言われています。
5番委員	転作の年は賃借料も払わないということですか。
議長	そのような変則の賃借権は事例がないと思います。
10番委員	借り手のこの方は私の地区では使用貸借ばかりで借りられています。今回は米30kgとなつてるので、貸し手の方にとっては良いことだと思います。
5番委員	○○委員にお尋ねしますが、転作はブロックローテーションで回しているのですか。
8番委員	そうです。
5番委員	転作の3年に1回は2年に1回の時もあるのではないか。それにこのような入り作ではその方の地元での転作はカウントされて、○○委員の地区でのカウントにならないのではないかですか。
議長	推進委員の○○さんにお尋ねしますが、この件についてはご存じでしたか。
担当推進委員	農業委員の○○さんから聞いていました。普通はありえないことだと思いましたが、作り手もいないということで仕方のないことだと思いました。
議長	賃料の原則論になりますので、15番については今回採決せずに外したいと思います。他のことについて、何かありませんか。
9番委員	19頁の36番ですが、県の農業公社との貸借ですが、新規で使用貸借となっているのは面積上のことですか。形が歪なためですか。
事務局	圃場整備もされていなく、形が悪いためとなっています。
議長	中間管理を設定されている案件の書類は担当地区の最適化推進委員や農業委員を通っていますか。それとも公社から直接ですか。
事務局	公社から直接書類が出されています。
議長	以前からことあるごとに言ってますが、最適化推進委員や農業委員を通して使用貸借の確認を含めてしてもらうことをお願いしています。36番と37番はそれが出来ていないので、次回に回します。 それでは15番、36番、37番の3件は保留して、採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により議案第88号は15番、36番、37番の3件を除いて、決定することに致します。 次に進みます。議案第89号「空き家に付随した特例農地の指定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の20頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図につきましては20頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字○○字○○○○○番地○でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は503平米です。申請人は○○市○○町の○○○○さんです。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は田と畠、西は宅地、南は水路を挟んで田、北は宅地と畠になっています。担当委員による審査確認書では農地と空き家の距離は隣接しているので適当。また、農地の遊休区分については将来的に遊休農地化する恐れがあるとなっています。説明は以上です。
議長	担当委員から何がありますか。
7番委員 (担当委員)	先程の説明のとおりですが、農地は家の奥にあります。農地には家の所有者しか入れない状態にあります。審議をお願いしたいと思います。
議長	総会前の現地調査の際に一緒に回った委員さんからも奥まった所にあるので、家の所有者に耕作してもらう以外にないと言われていました。皆さんから何かありませんか。
10番委員	この空き家は買われる方が決まっているのですか。

事務局	都市建設課の担当からはそのように聞いています。
議長	買う人が決まっておりますので、進めていきたいと思います。他になければ採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。賛成全員ですので、承認することに致します。 報告第40号「農地等形状変更届出について」を議題とします。1番の説明をお願いします。
事務局	報告第40号の1番について説明いたします。総会議案資料の21頁をご覧ください。位置図は戻って10頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇〇番でございます。地目は畠で、面積は547平米でございます。届出人は所有者の〇〇〇さん67歳、〇〇区の方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、現在段々となっている畠を盛土して1面に嵩上げして、果樹畠（栗・ミカン・レモンを栽培）として活用したいとのことでした。周囲の状況ですが、東は水路を挟んで田、西は市道、南は畠（本日5条申請あり）、北は畠ですが、今日の総会で露天資材置場に転用申請が〇〇さんからあります。申請地は農振除外地となっています。地元協議はしており、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	担当委員の調査報告をお願いします。
9番委員 (担当委員)	現地は西側の隣接市道から1.5メートル程下がっています。この1筆の中で、ここに書いてあるように段々と3面になっています。ある程度大きな栗の木が2本あり、牧草が置いてありました。後で片付けられると思います。報告は以上です。
議長	事務局から補足があるようです。
事務局	農地形状変更事業計画書を本日お渡していますので、それをご覧ください。現地調査で指摘があったことを申請人にお伝えして、これを出してもらっています。作物に関しては変更されています。また、最も肝心な日照時間が少ない所で作物が育つかという疑問に対しては、現地にある栗の木等を伐採して日照を確保するとされています。あくまでも資材置場の延長としてではなく、農地として新たに活用していきたいということを伺っています。
議長	現地調査では、余りにも日陰で作物の栽培が出来るのか厳しいという話をしました。心配されるのは薪置場の延長とされることです。今事務局の説明があったように、伐採して日当たりを確保するということですので、如何でしょうか。
4番委員	東側の田んぼへの土の流出は大丈夫でしょうか。
事務局	東の田んぼとの間には水路がありますし、水路とは1メートル程度距離を取って石積の整備をされます。
議長	他にありませんか。事業計画書を信頼して採決します。賛成される方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	はい。賛成全員により承認することと致します。頑張って計画書とおりお願いしますと伝えてください。 じゃあ、2番の説明をお願いします。
事務局	2番について説明いたします。位置図は21頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地の一部でございます。地目は田で、面積は1,585平米のうち273平米でございます。届出人は所有者の〇〇〇〇さん71歳、〇〇区の方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、現地は既に嵩上げをしてあり、苗床として利用しておられます。車で乗り入れて、苗の上げ下ろしが楽にするためです。現地に合わせて今後も活用したいので申請することとしたのです。周囲の状況ですが、東は道を挟んで田、西は田、南は市道、北は宅地です。申請地は農振除外地となっています。地元協議はしており、条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。説明は以上です。
議長	担当委員の調査報告をお願いします。

5番委員 (担当委員)	現地は〇〇〇〇の〇〇売り場の前、〇〇の〇〇屋と〇〇さんの間の市道を南に100メートル程行った所で、〇〇〇〇署から西への大きな市道との交差点付近です。申請地は当初は田んぼでしたが、いつの間にか高められてました。申請人の〇〇さんは建設会社に勤められてましたので、残土を入れて嵩上げしたそうです。〇〇さんは借入の田んぼを増やしておられて、規模拡大で8~9町作られていまして、嵩上げした所は苗所として利用されています。高められたのはもう10年以上前のことだと思います。よろしくお願ひします。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	今後注意していただきたいと思います。質問・意見はありませんか。 無いようですので、採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。全員賛成として扱います。 以上を持ちまして、本日提出された議案審議を終わります。
	(午後4時30分終了)

	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。
	令和2年11月 2日
	鹿島市農業委員会 会長 印
	8番委員 印
	10番委員 印
	事務局長 印